

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		体育館の利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市体育館条例
条 項		条例第 10 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課 (電話：048-829-1729)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき。</p> <p>(3) 管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 22 年 4 月 1 日最終改正
備 考		